

議案第 1 1 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

第 2 条中「国民健康保険事業」を「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 2 項及び第 3 項に規定する国民健康保険事業」に改める。

第 3 条第 1 号から第 3 号までの規定中「7 人」を「3 人」に改め、同条第 4 号中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）附則第 1 0 条第 1 項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「高齢者医療確保法」という。）第 7 条第 3 項」に改める。

第 7 条第 2 項中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「高齢者医療確保法」という。）」を「高齢者医療確保法」に改める。

第 1 2 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 2 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 納付義務者の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険事業に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。次条第1号カ及び第2号エにおいて同じ。）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 納付義務者の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 納付義務者の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）

第13条各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額
- イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- オ 保健事業に要する費用の額
- カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる

部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金(法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第17条中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める。

第19条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈

川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）

の額

第23条中「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改める。

第25条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の

納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第28条中「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

第32条の2第1項中「被保険者である納付義務者又はその」を「納付義務者の」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号から第3号までの改正規定は、平成31年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第12条、第13条、第19条及び第25条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い基礎賦課総額等の算定方法を改めること、川崎市国民健康保険運営協議会の委員の定数を改めること等のため、この条例を制定するものである。